

生駒市規則第 2 号

生駒市職員表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 1 月 23 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員表彰規則の一部を改正する規則

生駒市職員表彰規則（平成 26 年 12 月生駒市規則第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 職員提案制度に係る表彰

第 3 条を次のように改める。

（業績表彰）

第 3 条 業績表彰は、職員又は課、係その他これらに準ずるもの（以下この条において「課等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときに、その職員又は課等に対して行うものとする。

- (1) 職務上において、市政の推進に多大な効果又は便益をもたらし、顕著な業績を挙げたとき。
- (2) 職務外において、広く称賛を受け、著しく職員の名譽を高揚し、又は他の職員の模範となる善行をしたとき。
- (3) その他特に表彰することが適当であると認められるとき。

2 職員又は課等が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、市長は、業績表彰を受ける職員及び課等を決定し、表彰するものとする。

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

（職員提案制度に係る表彰）

第 5 条 職員提案制度に係る表彰は、市政全般にわたる事務の合理化又は能率化

に関する提案のうち優秀と認められるものを、単独又は共同で行った職員に対して行うものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。この場合において、業績表彰及び職員提案制度に係る表彰にあつては、必要に応じて、記念品を添えることができる。

第9条第2項中「第7条及び前条」を「前2条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。